

件名	25 陳情第2号 行政手続き条例と契約事務規則の関係解明を求める件
<p>第1 陳情の趣旨 次のことについて、明らかにすることを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 瑞穂町契約事務規則5条の「申請」は、瑞穂町行政手続条例2条1項5号の「申請」であるか。 2 仮にその「申請」であれば、同規則5条の「格付」及び「登録」は、処分であるか。 3 同規則35条の「格付」及び同規則37条の「指名」は、処分であるか。 4 同規則第36条の「指名基準」は、瑞穂町行政手続条例5条の「審査基準」であるか。 5 瑞穂町行政手続条例第2条1項3号の「処分」は、行政不服審査法第1条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するか。 6 瑞穂町行政手続条例第2条1項3号の「処分」は、行政事件訴訟法第2条の「抗告訴訟」の対象となるか。 <p>第2 陳情の原因</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 瑞穂町契約事務規則の「格付」、「登録」、「指名」は、行政庁である町長が行うこととされている。 2 瑞穂町契約事務規則2条1項1の2に「契約担当者」の規定があり、「町長又は契約に関する事務についてその委任を受けた者をいう。」とされている。 3 瑞穂町契約事務規則5条（有資格者情報）1項に【町長は（中略）申請を待って】とあり、2項には【参加者の資格を審査したときは、申請者にその結果を通知するものとする。】と規定されている。 4 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則2条（適用範囲）に【町長及び町長の権限に属する事務を委任された者（以下これらを「行政庁」という。）】と規定されている。 5 瑞穂町行政手続条例2条（定義）1項1号に【行政庁】があり、その意味として【条例等に基づき処分権限を有する者又はその権限に属する事務を委任された者】と規定されている。 6 同条例2条1項4号に【処分】があり、その意味として【条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。】と規定されている。 7 同条例2条1項5号に【申請】があり、その意味として【条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対して何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。】と規定されている。 <p>第3 陳情の理由</p> <p>以上のおおりに、契約事務の担任者である「契約担当者」は「行政庁」であり、瑞穂町契約事務規則における【申請】は、同行政手続条例の【申請】に該当するから、同条例が適用される。</p> <p>また、瑞穂町契約事務規則5条2項の「資格審査」は、瑞穂町行政手続条例の「処分」であり、行政不服審査法ないし行政事件訴訟法が適用されると考えられる。</p>	